

(ご参考：4/23) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。  
本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・[毎月 11 日は日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#)

## 1. 経済再開・企業支援情報

### (1) 4/22 州知事 ワシントン州にコロナ感染の第 4 の波が来ていると警告

インズリー州知事は 22 日の会見で、主に英国型の変異種の流行により、ワシントン州にコロナ感染の第 4 の波が来ていると警告した。州知事は会見の中で、英国型変異種として知られる B. 1. 1. 7 株の感染拡大を表すグラフを用いながら、3 月上旬には僅かであった感染者数が、現在では州の感染者数の大多数を占めていると説明している。

5 月 3 日に予定されている、次回の州の経済再開フェーズの評価・発表の際には、フェーズ 2 へ下方移行する郡が増加する可能性が指摘されている。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

## (2) 4/21 州政府 移民に1,000ドルのパンデミック救済助成金を提供

ワシントン州社会保健サービス局は21日、新型コロナウイルスにより影響を受けた移民に対する2回目の救済基金の申請受け付けを開始した。この基金は、移民であることから失業手当や連邦政府による支援策の対象とならない人々に対して、1,000ドルの助成金を提供するもの。申請は5月15日まで受け付けており、承認された場合、6月1日から6月15日までの間に助成金が支給される予定。

申請ポータルページは[こちら](#)。

## (3) 4/19 州議会 パンデミックの影響を受けたビジネス・オーナーに対する固定資産税の支払い期限を延長

ワシントン州議会は先週、パンデミック関連の損失を抱える企業が、2021年の固定資産税の延期と支払い計画を申請できるようにする法案を可決した。当該不動産が主にビジネス目的で使用されており、2020年の収益が2019年と比較して4分の1以上減少していることが条件とされている。

申請期限は4月30日までとなっており、キング郡の企業は、[こちら](#)のページからオンラインフォームに記入して申請できる。他の郡の企業は、[こちら](#)の州歳入局のページからフォームをダウンロードして記入後、各郡の会計係に送付することで申請することとされている。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

## (4) 4/19 連邦中小企業庁 閉鎖されたイベント会場運営者に対する助成金及びレストラン活性化基金プログラム

連邦の中小企業庁は週内にも、パンデミックで閉鎖を余儀なくされた劇場や音楽クラブ等のライブイベントビジネスのために、計160億ドルの助成金の申請を開始する見込み。約2週間前に開始される予定であったが、システムの故障により申請開始が遅れている。同プログラムのポータルページは[こちら](#)。

また、中小企業庁は、同様に影響を受けたバー、レストラン、フードトラック向けの救済プログラムである計286億ドルのレストラン活性化基金の申請について、同様のトラブルを避けるため、今後2週間以内に7日間のトライアルを実施するとしている。同プログラムのポータルページは[こちら](#)。

## (5) 4/18 アラスカ州 観光客のために無料の空港コロナウイルス・ワクチン接種を提供

アラスカ州は観光促進を目的として、6月1日より、州内の4つの空港（アンカレッジ、ジ

ュノー、ケチカン、フェアバンクス) を利用する州外及び外国からの旅行者に対して、無料で新型コロナウイルス・ワクチン接種の提供を開始する予定であると発表。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

## (6) 4/23 日本政府 東京、大阪、京都、兵庫へ緊急事態宣言を発令

日本政府は現地時間 23 日、新型コロナウイルスの緊急事態宣言を東京、大阪、京都、兵庫の 4 都府県に発令することを発表。緊急事態宣言の発令は昨年 4 月、今年 1 月に続き 3 回目となる。期間は 4 月 25 日から 5 月 11 日までの 17 日間。飲食店への休業要請に加え、大型商業施設(生活必需品売り場を除く)にも休業を促すとともに、イベントは原則無観客とし、鉄道やバスの減便も要請されている。

都市部を中心に変異ウイルスの感染が急拡大しており、大型連休を前に人の移動を抑制し、感染拡大を防ぐとしている。

## 2. ワクチン関連情報

### (1) 4/19 州保健局 ワクチン接種情報の更新

接種状況 : 4 月 19 日の時点で、州全体で 4,765,270 回以上のワクチンが投与されており、これは、プロバイダーや介護プログラムに提供された 5,634,310 回分のワクチンの 81.87% 近くに相当する。なお、ワシントン州保健局による接種回数目標(平均 45,000 回/日)に対し、現在は過去 1 週間平均で 58,830 回/日と目標を達成している。

また、19 日時点で、ワシントン州民の 38.24% (約 293 万人) が 1 回目の接種を受け、25.90% (約 198 万人) が接種を完了している。

なお、ワシントン州では 15 日より、16 歳以上の全てのワシントン州民がワクチン接種の対象となっている。予約可能なワクチン接種会場は、[こちらのサイト](#)から検索可能。

### (2) 4/21 州保健局 ワシントン州のワクチン接種回数目標を 1 日 9 万回に引き上げへ

州保健局は 21 日、ワシントン州は連邦からのワクチン供給を待つ間に接種回数を増やすためのインフラを整備中であり、平均 90,000 回/日を新たな目標回数に設定する予定と発表。ワシントン州の一部の地域では、感染率及び入院率が上昇している一方で、ワクチン需要は減少してきており、保健局は引き続きワクチン接種を進捗させることの重要性を強調している。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

### (3) 4/21 シアトル市 60 歳以上の住民に予約不要のワクチン接種を開始

シアトル市のダーカン市長は、60 歳以上を対象に、予約不要でワクチン接種を受けられる取

り組みを開始することを発表。レーニアビーチとウェストシアトルの2つの会場で実施予定。さらに、60歳以上の住民とその付き添いに対して予約不要でワクチンを提供する“Good Neighbor（よい隣人）”という新たなプログラムも開始。

なお、プログラムには以下の条件が課されている。

1. 1人は60歳以上で、もう1人は16歳以上であること
2. 双方ともワクチンの第一回目の接種を受けていないこと
3. 双方とも予約をしていないこと
4. 接種が可能なのは、60歳以上の人と1名の付き添いのみ

#### **(4) ピアース郡 タコマドームにワクチン接種場を設置**

ピアース郡は、4月27日からタコマドームで大規模ワクチン接種場を開設する。時間は正午から20時まで、祝日を除き、毎日オープンしている。16歳以上の全ての人が利用可能であるが、来場の際には事前登録が必要。登録は[こちら](#)から。

#### **(5) 4/19 米国内の全ての16歳以上の人々がワクチンの接種対象者に**

4月19日より、米国内の全ての州およびワシントンD.C.で16歳以上が[ワクチン接種対象者となった](#)。バイデン大統領は、この日までに全成人がワクチン接種の対象者とすることを[宣言しており](#)、当初の目標を達成したことになる。

#### **(6) 4/21 米国内でのワクチン接種回数が2億回を達成**

バイデン大統領は、就任92日目となる4月21日に、国内での接種回数が2億回を達成したことを[発表](#)。当初は就任100日目までに1億回という目標を掲げていたが、就任58日目でその目標を達成したため、新たな目標が設定されていた。

#### **(7) (再掲) 州保健局の日本語情報 COVID-19用のワクチン接種について**

ワシントン州保健局は、以下リンクにおいて、ワクチン情報含むCOVID-19の情報を日本語で[提供](#)していますのでご覧ください (最終更新日：4月15日)。

<https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/Japanese>

<https://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/1600/coronavirus/GettingVaccinated-Japanese.pdf>

### **3. (再周知) 日本の水際対策について**

4月19日以降、日本入国の際に必要な出発前72時間以内の「出国前検査証明」の記載事項の日本の空港検疫での確認が一層厳格化されています。有効な「出国前検査証明」を印刷して所持していない場合、出発地で航空機への搭乗が拒否されますが、仮に搭乗できた場合でも、日本の空港到着時に日本人を含めて上陸が認められないので十分にご注意ください。

今後も任意のフォーマットによる証明書の提出は可能ですが、任意のフォーマットによる検査証明を取得する場合には、航空機の搭乗時及び本邦入国時に検査証明の内容を確認するための時間がかかることがあります。ほか、場合によっては、搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないおそれがあります。

このような問題を避けるためにも、厚生労働省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得することも検討してください。

- ・ [日本政府指定書式「出国前検査証明」\(日英併記\)](#)
- ・ [当地における所定フォーマットによる検査証明発行可能医療機関](#) (リンクの〈日本要件に適合し、かつ、日本指定様式での発行が可能であることが確認されている検査機関〉を参照)

#### 4. その他参考情報 (ジェットロビジネス短信)

『日米首脳会談、中国からの挑戦に協力して取り組むことを約束』 4/19

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/cb92940c50d73f61.html>

『日米首脳共同声明で「台湾海峡の平和と安定」を明記』 4/19

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/c1eb3c73e2f33d18.html>

『菅首相、ポスト・コロナの国際秩序づくりを日本が主導、米CSISで講演』 4/20

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/ef66c037875d922b.html>

『米國務省、全ての海外旅行の再検討を勧告、約8割の国を渡航中止勧告の対象へ』 4/21

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/514b6da967ae4b66.html>

『100日を迎えるバイデン政権は前トランプ政権より高い評価、米シンクタンク調査』 4/22

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/121d2f03905ca326.html>

『米大統領主催の気候サミット、日米カナダなど新たな排出削減目標を発表』 4/22

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/fa230d2a05c8c4f7.html>

引き続きよろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届出でメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/zairyu.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html)

(Unsubscribe: 本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

**Consulate-General of Japan in Seattle**

**701 Pike Street, Suite 1000**

**Seattle, WA 98101**

**206-682-9107**